

資料編

1 堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (平成 30(2018)年度～令和 2(2020)年度) 進捗状況一覧

	掲載項目	指標	実績		計画期間中の目標	
			平成 30(2018)年度	令和元(2019)年度		
1. 自立支援、介護予防・重度化防止の推進						
■介護保険制度の理念						
1	介護保険の理念周知に関する活動	理念周知を行う介護事業所の割合	100%	100%	100%	
■介護予防の推進と普及啓発						
2	介護予防把握事業	要介護認定非該当者訪問及び虚弱高齢者を把握、支援した件数	677 件	692 件	450 件	
3	げんきあっぷ(ロコモ予防)教室の開催	開催回数	745 回	663 回	756 回	
		参加者数	14,201 人	12,211 人	13,000 人	
4	口腔機能の向上をめざす講座の開催	口腔機能向上の普及啓発	90 回	55 回	70 回	
		講座の参加人数	1,901 人	1,593 人	1,500 人	
5	低栄養予防の取組	低栄養予防出前啓発事業開催回数	98 回	99 回	120 回	
6	ひらめき脳トレプラス(認知症予防)教室	教室終了後の状態の維持、向上者数	維持・向上者数参加者の約 7 割	維持・向上者数参加者の約 7 割	参加者の 8 割	
7	介護予防手帳の配布(セルフマネジメントの推進)	介護予防手帳の配布数	1,000 冊	400 冊	ひらめき脳トレプラス教室、ホームページや研修会等の機会を通して普及・啓発を行う。	
8	地域介護予防活動支援事業	講座・教室関係開催回数	2,069 回	2,411 回	2,500 回	
9	日常生活圏域コーディネーターの圏域配置	配置数	13	15	日常生活圏域に配置	
		個別支援件数	287	417	420 件	
■介護予防ケアマネジメントの推進						
10	介護予防ケアマネジメント検討会議	検討事例数	233 事例	203 事例	年間 300 事例	
		会議参加事業所数	233 事業所	203 事業所	年間 300 事業所	
■リハビリテーション専門職を活かした取組の推進						
11	地域リハビリテーション活動支援事業	リハビリ専門職派遣件数	70 件	84 件	60 件	
		専門職や介護職向け研修参加者数	260 人	145 人	150 人	
■介護予防・生活支援サービス事業の推進						
12	地域のつながりハート事業(堺市小地域ネットワーク活動推進事業)への支援	校区福祉委員会数		93	93	校区の実情に応じて、実施できるように、担い手づくり等の支援を継続し、地域で支え合う活動を推進
		小地域ネットワーク活動指定校区数		93 校区	93 校区	
		個別援助活動	見守り声かけ訪問	93 校区	93 校区	
			家事援助	18 校区	16 校区	
			介護援助	3 校区	2 校区	

	掲載項目	指標		実績		計画期間中の目標
				平成 30(2018)年度	令和元(2019)年度	
			外出支援	20 校区	20 校区	する。 特に、グループ援助活動への参加を増やしていくとともに、身近な相談窓口と見守り活動を推進するため、校区ボランティアビューローとお元気ですか訪問活動の推進に重点をおく。
			配食活動	6 校区	6 校区	
		グループ援助活動	いきいきサロン	93 校区	93 校区	
			ふれあい食事会	82 校区	83 校区	
			地域リハビリ	53 校区	58 校区	
			世代間交流	90 校区	83 校区	
			子育て支援	84 校区	86 校区	
			ふれあい喫茶	82 校区	82 校区	
		校区福祉委員会活動	広報活動(新聞発行等)	81 校区	79 校区	
			研修・学習活動	79 校区	82 校区	
		校区ボランティアビューロー		84 校区	85 校区	
		お元気ですか訪問活動		87 校区	88 校区	
13	地域における多様なサービスの構築	多様なサービスの普及・啓発、整備	261 回	240 回	地域の実情とニーズを鑑みつつ多様なサービスを構築し、地域住民やケアマネジャー、サービス事業所に対して啓発を行っていく。	
■地域の通いの場の創出						
14	日常生活圏域コーディネーターの圏域配置(再掲)	配置数	13	15	日常生活圏域に配置	
		個別支援件数	287	417		420 件
2. 在宅ケアの充実及び連携体制の整備						
■在宅医療・介護の連携強化						
15	在宅医療・介護連携推進事業	在宅医療・介護連携に関する施策等を検討する会議(地域包括ケアシステム、医療、介護、認知症、高齢者の住まい暮らし専門家会議)開催回数	6 回	3 回	継続的に開催し、現状の維持と課題の抽出、対応策を検討し具体化するとともに、多職種間の連携を図る。	
		在宅医療介護連携支援の環境整備	医療介護連携共通シートの活用支援等	多職種連携のための共通シートを掲載した「堺市版 医療・介護の多職種連携マニュアル」の改訂	医療介護連携共通シート等の活用について、各会議や研修会の機会等において、啓発を推進するよう支援する。	
		地域の医療・介護資源の情報収集	医療・介護機関のリスト作成に向けた調査実施	医療・介護機関リストの作成、市ホームページでの公開	センターの普及啓発を通して、多職種からの対応件数を増やし、情報を蓄積する。また、窓口での相談内容について医療関係	

	掲載項目	指標	実績		計画期間中の目標
			平成 30(2018)年度	令和元(2019)年度	
					機関との会議等で報告、共有を図り、きれめのない在宅医療・介護連携を進める。
		堺地域医療連携支援センターの運営	センターの継続運営	センターの継続運営	センターの普及啓発を通して、多職種からの対応件数を増やし、情報を蓄積し連携体制を作る。
		地域住民への普及啓発	リーフレット等を活用した普及啓発	リーフレット等を活用した普及啓発	引き続きリーフレット等の配布、身近な地域での講演会等を実施し、市民へ普及啓発を図る。
		医療・介護関係者への研修	3 回	3 回	3 回
		退院支援看護師・ケアマネジャー等向け実習	35 名	35 名	35 名
16	大阪府医療計画等との連携	医療部局との連携強化	関係会議等への出席	関係会議等への出席	医療部局との連携を通じて、在宅医療・介護連携を始め地域包括ケアシステム構築に向けた体制の整備を進める。
17	在宅医療と介護の連携強化への取組	多職種協働による会議等の開催回数	21 回	19 回	30 回
■地域包括支援センターの運営					
18	総合相談支援	高齢者総合相談件数	123,504 件	120,045 件	支援が必要な高齢者を早期発見し、早期に支援できるよう、地域団体などとのネットワークを充実し、支援する。
		高齢者ネットワーク会議(地域ケア会議)の開催件数	239 回	344 回	
19	権利擁護業務(虐待防止と適切な対処システムの構築)	高齢者総合相談における権利擁護関係の相談件数	高齢者虐待	20,306 件	支援が必要な高齢者を早期発見し、早期に支援できるよう、地域団体などとのネットワークを充実し、支援する。
			成年後見制度	5,764 件	
			消費者被害その他	3,940 件	
		地域包括支援センターにおける新規虐待対応件数	237 件	243 件	高齢者虐待の予防・早期発見につながる啓発を進め高

	掲載項目	指標		実績		計画期間中の目標
				平成 30(2018)年度	令和元(2019)年度	
						高齢者虐待の防止を図る。
20	包括的・継続的ケアマネジメント支援	ケアマネジャー連絡会	261 回	240 回		個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していくため、地域における連携・協働の体制づくりを進める。
		学習会・研修会・相談会	177 回	189 回		
		医療との関係強化の取組	177 回	136 回		
21	介護予防ケアマネジメント	予防給付プラン作成（包括プラン新規）	154,530 件（428 件）	385 件		高齢者ができる限り自立した生活を送れるよう、適切なケアプランを作成し、心身状態の維持・改善を図る。
		予防給付プラン作成（包括プラン継続）	154,530 件（18,646 件）	15,537 件		
		予防給付プラン作成（委託プラン新規）	154,530 件（4,513 件）	4,877 件		
		予防給付プラン作成（委託プラン継続）	154,530 件（13,0943 件）	14,1130 件		
22	高齢者支援ネットワーク会議の推進	個別課題の地域ケア会議	44 回	81 回		63 回
		地域課題を検討する地域ケア会議(市、区、圏域、校区)	239 回	263 回		160 回
■在宅生活を支援する多様なサービス基盤の充実						
23	日常生活圏域コーディネーターの圏域配置【再掲】	配置数		13	15	日常生活圏域に配置
		個別支援件数		287	417	
24	在宅生活を支える介護サービスの整備	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備数		2 事業所	3 事業所	各区1か所
		看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備数		8	9	
		小規模多機能型居宅介護事業所の整備数		19	22	各日常生活圏域1か所
25	地域のつながりハート事業(堺市小地域ネットワーク活動推進事業)への支援【再掲】	校区福祉委員会数		93	93	全校区
		小地域ネットワーク活動指定校区数		93 校区	93 校区	全校区
		個別援助活動	見守り声かけ訪問	93 校区	93 校区	全校区
			家事援助	18 校区	16 校区	22 校区
			介護援助	3 校区	2 校区	6 校区
			外出支援	20 校区	20 校区	23 校区
			配食活動	6 校区	6 校区	8 校区
			グループ援助活動	いきいきサロン	93 校区	93 校区
		ふれあい食事会		82 校区	83 校区	84 校区
		地域リハビリ		53 校区	58 校区	57 校区
		世代間交流		90 校区	83 校区	全校区
		子育て支援		84 校区	86 校区	88 校区
		ふれあい喫茶		82 校区	82 校区	85 校区
		校区福祉委員会活動	広報活動(新聞発行等)	81 校区	79 校区	85 校区
研修・学習活動	79 校区		82 校区	80 校区		
校区ボランティアビューロー		84 校区	85 校区	87 校区		

	掲載項目	指標	実績		計画期間中の目標
			平成 30(2018)年度	令和元(2019)年度	
		お元気ですか訪問活動	87 校区	88 校区	90 校区
26	見守りネットワーク事業の推進	登録事業所数	2189 件	2,242 件	2,200 件
■家族介護者等への支援の充実					
27	家族介護支援(レスパイト)事業	さかいお節介士養成講座延修了者数	312 人	312 人	320 人
		レスパイトの重要性・必要性の普及啓発	※調査未実施(R1 調査予定)	※調査未実施	90%(一般高齢者)
28	家族介護慰労金支給事業	支給件数	3 件	5 件	各申請者の家族を訪問し、介護状況の確認、必要な関係機関、社会資源の情報提供を行い、介護保険制度利用についての理解を促していく。
29	ダブルケア相談窓口の充実	相談件数	246 件	269 件	200 件
■市民への情報提供の充実や意識の啓発					
30	介護保険制度に関する広報活動(介護保険出前講座の実施等)	出前講座等の参加人数	305 人	411 人	延べ 600 人
31	在宅生活に対する意識啓発(在宅医療・介護や終末期の課題等についての知識の普及等)	かかりつけ医がいる	※調査未実施(R1 調査予定)	82.7%(一般高齢者)	85%(一般高齢者)
		かかりつけ歯科医がいる	※調査未実施(R1 調査予定)	58.3%(一般高齢者)	70%(一般高齢者)
		かかりつけ薬局がある	※調査未実施(R1 調査予定)	31.3%(一般高齢者)	45%(一般高齢者)
		地域包括支援センターの周知度(知っている)	※調査未実施(R1 調査予定)	57.2%(一般高齢者)	60%(一般高齢者)
		介護施設や介護サービス等の説明や啓発	包括支援センターでの相談件数 123,504 件	包括支援センターでの相談件数 120,045 件	支援が必要な方を適切に支援できるよう、関係機関と連携を推進する。
3. 介護サービス等の充実・強化					
■介護サービスの質の向上					
32	介護サービス事業者への指導・助言	居宅サービス等事業者への指導・助言数	310 事業所	360 事業所	適切な介護保険サービスの確保、提供を図るとともに、介護サービスの質の向上に資するため、継続的な指導及び助言を行う。
		地域密着型サービス事業者への指導・助言数	54 事業所	46 事業所	
		介護老人福祉施設、介護老人保健施設への指導・助言数	20 事業所	28 事業所	
■ケアマネジメントの質の向上					
33	居宅介護支援事業者研修の実施	参加事業者数	235 事業所	171 事業所	400 事業所
34	ケアプラン点検事業	点検事業所数	118 か所	145 か所	延べ 300 か所

	掲載項目	指標	実績		計画期間中の目標
			平成 30(2018)年度	令和元(2019)年度	
35	介護予防ケアマネジメント検討会議【再掲】	検討事例数	233 事例	203 事例	年間 300 事例
		会議参加事業所数	233 事業所	203 事業所	年間 300 事業所
36	包括的・継続的ケアマネジメント支援【再掲】	ケアマネジャー連絡会	261 回	240 回	個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していくため、地域における連携・協働の体制づくりを進める。
		学習会・研修会・相談会	177 回	189 回	
		医療との関係強化の取組	177 回	136 回	
■介護人材の確保・育成					
37	生活援助サービス従事者研修の開催	研修修了者数	98 人	27 人	500 人(累計)
38	介護・福祉職向け研修の充実(さかい介護人材確保・育成支援事業)	研修会への参加者数	97 人	97 人	150 人
39	介護サービス事業者表彰制度(さかい介護人材確保・育成支援事業)	表彰事業者数	6 件	12 件	30 件
40	介護サービス事業者の活動発表会と就職相談会の実施(さかい介護人材確保・育成支援事業)	活動発表会の参加者数	227 人	170 人	400 人
41	学校訪問や就職説明会による福祉・介護職の魅力の発信(さかい介護人材確保・育成支援事業)	訪問した学校数	23 か所	39 か所	教育機関に訪問し「福祉・介護のお仕事」に関する授業及び就職説明会を実施し、介護職の魅力発信を進める。
42	認知症キッズ・サポーターの養成(福祉・介護の理解の推進)	認知症キッズ・サポーターが福祉・介護について理解することができた人数	キッズ・サポーター養成講座受講者数 4,416 人	キッズ・サポーター養成講座受講者 4,428 人	認知症キッズ・サポーターが、養成講座を受け福祉・介護について理解を深めるよう進める。
		啓発実施した学校数	54 か所	56 か所	小中高大学校に、認知症キッズ・サポーター養成講座を開催し、福祉・介護についての理解を進める。
■介護保険施設の適正な整備 ※第5章 介護サービス量等の見込み 参照					
■介護給付適正化事業の推進					
43	認定訪問調査の適正化	調査員への研修	11 回	10 回	より効果的な研修となるよう内容の充実を図る。

	掲載項目	指標	実績		計画期間中の目標
			平成 30(2018)年度	令和元(2019)年度	
		委託等調査票のチェック件数	1,862 件	2,119 件	委託等調査票の全件
44	介護給付費通知の発送	通知人数	134,574 人	138,792 人	より効果的な方法を検討し、利用者全員に周知する。
45	医療情報との突合	突合件数	51,584 件	52,484 件	全件実施
46	縦覧点検	点検件数	10,064 件	10,570 件	全件実施
47	住宅改修の適正化	調査件数	372 件	371 件	384 件／年(32 件／月)
48	ケアプラン点検事業【再掲】	点検事業所数	118 か所	145 か所	延べ 300 か所
49	福祉用具購入・貸与調査	確認件数	1,137 件	1,553 件	2,500 件
50	給付実績の活用	過誤申立件数	627 件	297 件	1,700 件
■費用負担への配慮					
51	費用負担軽減制度等の運用	介護保険料の減免猶予制度	減免件数	1,434 件	930 件
		障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置	証発行件数	0 件	0 件
		災害等による利用者負担額の軽減減免制度	証発行件数	7 件	7 件
		社会福祉法人利用者負担額軽減制度	証発行件数	179 件	168 件
		高額介護(予防)サービス費(受領委任払制度含む)	支給件数	154,945 件	163,216 件
		特定入所者介護サービス費(特例減額措置含む)	支給件数	94,923 件	98,190 件
		高額医療合算介護(予防)サービス費	支給件数	6,847 件	8,324 件
52	紙おむつ給付事業	支給件数	32,210 件	33,859 件	30,000 件
■介護保険制度に関する啓発、情報提供、苦情相談等					
53	介護保険制度に関する広報活動(介護保険出前講座の実施等)【再掲】	出前講座等の参加人数	305 人	411 人	延べ 600 人
54	事業所に関する情報提供(情報公表システム)	前年の介護報酬の支払いを受けた額が 100 万円を超えた事業所の情報公表	1719 件	1745 件	全件公表
55	介護相談員派遣事業	派遣回数	139 回	82 回	140 回
4. 認知症施策の推進					
■認知症に関する普及啓発の推進					
56	認知症サポーター・認知症キャラバン・メイトの養成	認知症キャラバン・メイト数	838 人	896 人	1,000 人
		認知症サポーター数	66,560 人	75,032 人	84,000 人
		ステップアップ講座	参加者 41 人	参加者 39 名	240 人
57	認知症支援の地域活動(啓発、家族会支援等)	地域活動の回数(啓発、家族会支援等)	交流会参加者数(本人・家族) 361 人	交流会参加者数(本人・家族) 367 人	300 人

	掲載項目	指標	実績		計画期間中の目標
			平成 30(2018)年度	令和元(2019)年度	
■認知症への適切な対応					
58	「認知症支援のてびき」 (堺市認知症ケアパス)の活用推進	認知症支援のてびきの周知	ホームページで公開するなど、普及に努めた。	ホームページで公開するなど、普及に努めた。	一般用、本人・家族向けについては、認知症についての基礎知識や、標準的に利用できるサービスの流れが分かるよう周知を進める。 支援者向けについては、認知症の症状や治療について、支援者としての理解を深められるよう普及を進める。
59	認知症初期集中支援チームの充実	対応件数	67 件	74 件	100 件
60	認知症疾患医療センターとかかりつけ医の連携強化	認知症疾患医療センター数	2 か所	2 か所	2 か所
		相談件数	2,617 件	2,627 件	2,800 件
		専門職及び市民向けの研修会等の参加人数	257 人	137 人	300 人/年
61	認知症地域支援推進員の活動の充実	認知症地域支援推進員配置数	社会福祉協議会に保健師 2 名を配置。	社会福祉協議会に保健師 2 名を配置。	各区に 1 人配置
62	認知症対応力向上研修	認知症サポート医養成研修 修了者数	57 人	72 人	65 人
		かかりつけ医認知症対応力向上研修 修了者数	52 人	0	新規受講者の増加
		歯科医師認知症対応力向上研修 修了者数	70 人	69 人	100 人
		薬剤師認知症対応力向上研修 修了者数	52 人	48 人	125 人
		病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修 修了者数	166 人	173 人	250 人(44 病院)
		看護職員認知症対応力向上研修 修了者数	85 人	103 人	155 人(44 病院)
		認知症介護基礎研修 修了者数	702 人	753 人	1,000 人
		認知症介護実践研修(実践者研修) 修了者数	1,617 人	1,729 人	1,900 人
		認知症介護実践研修(実践リーダー研修) 修了者数	337 人	366 人	380 人
		認知症介護指導者養成研修 修了者数	23 人	24 人	30 人
		認知症初期集中支援チームによる研修等	参加者 82 人	0 (新型コロナウイルス感染症の影響で中止)	認知症初期集中支援チームの効果的な活用、支援者の認知症への対応力の向上を図るため、研修会等を実施する。

	掲載項目	指標		実績		計画期間中の目標
				平成 30(2018)年度	令和元(2019)年度	
63	認知症支援者の連携強化	会議開催回数 (認知症専門家会議)		1 回	0 回 (地域包括ケアシステム審議会に統合)	2 回
64	在宅医療と介護の連携強化への取組【再掲】	多職種協働による会議等の開催回数		21 回	19 回	30 回
65	「認知症の気づきチェックリスト」の作成・普及	全世帯向けの周知頻度		リーフレット等を活用した周知を継続的に実施	国民健康保険証の送付時に、認知症の気づきチェックリストを同封して送付	広報やタウンページ等 1 回
■認知症家族等への支援や居場所づくり						
66	さかい見守りメール(堺市高齢者徘徊 SOS ネットワーク事業)の充実	事前登録者数		687 人	825 人	680 人
67	認知症家族会への支援	認知症家族会の開催状況		若年性は全市で、それ以外は各区で開催	若年性は全市で、それ以外は各区で開催	家族の身近な場所で開催し、家族会間での交流を進める。
68	「堺ぬくもりカフェ」(認知症カフェ)の充実	認知症カフェ数		39 か所	39 か所	45 か所
69	日常生活圏域コーディネーターの圏域配置【再掲】	配置数		13	15	日常生活圏域に配置
		個別支援件数		287	417	420 件
■認知症予防の推進						
70	堺コッカラ体操、ひらめき脳トレ等の普及促進	堺コッカラ体操の講座参加者		延べ 24,148 人	延べ 23,237 人	堺コッカラ体操の講座参加者延べ 20,000 人/年
71	ひらめき脳トレプラス(認知症予防)教室【再掲】	教室終了後の状態の維持、向上者数		維持・向上者数参加者の約 7 割	維持・向上者数参加者の約 7 割	参加者の 8 割
72	堺コッカラ体操リーダーの育成	リーダー養成講座修了者数		124 人	158 人	リーダー養成講座修了者数 85 人(毎年 15 人の増加)
5. 高齢者が安心して暮らせるまち・住まいの基盤整備						
■高齢者が安心して暮らせる住まいの確保						
73	高齢者住宅改修費助成事業	助成件数		47 件	46 件	150 件
74	住宅改修支援事業(住宅改修理由書作成助成)	支給件数		179 件	236 件	引き続き必要な方が適切にサービスを利用できるよう周知を図る。
75	緊急通報システムの周知・拡充	設置台数		5,083 台	4,865 台	5,500 台
76	高齢者宅への防火訪問による防火指導の実施	訪問世帯数(75 歳以上の高齢者のみ世帯)		17,435 世帯	20,049 世帯	全訪問対象者への実施(毎年約 1,000 件増加)
77	高齢者向け住宅の情報提供、相談支援	有料老人ホーム	届出物件数	104 件	109 件	高齢者向け住宅の供給が増加する中で、関
			定員数	4192 人	4500 人	

	掲載項目	指標		実績		計画期間中の目標
				平成 30(2018)年度	令和元(2019)年度	
		サービス付き高齢者向け住宅	登録物件数	79 件	83 件	係部局間で情報を共有し、登録制度等の的確な運用を行うとともに、高齢者の住まい選びに資するよう、適切な情報提供を行う。
			登録戸数	2890 戸	3032 戸	
		住まい探し相談会（民間賃貸住宅）	開催回数	1 回	1 回	市・府職員と不動産事業者による相談会等により、民間賃貸住宅の住まい探しの支援及び情報提供を行う。
78	サービス付き高齢者向け住宅等への立ち入り検査の実施	立入検査件数（有料老人ホーム）		20 件	32 件	定期的な立ち入り検査を行うなど、取組の充実を進める。
		立入検査件数（サービス付き高齢者向け住宅）		18 件	19 件	
79	高齢者の住まい暮らしに関する支援の推進	会議開催回数（高齢者の住まい暮らし専門家会議）		1 回	0 回 （地域包括ケアシステム審議会に統合）	2 回
80	ユニバーサルデザインを取り入れた公共住宅の普及促進	市営住宅建替戸数（竣工）		0 戸	211 戸	211 戸
81	シルバーハウジングへの生活援助員の派遣	シルバーハウジング戸数		71 戸（3 団地）	71 戸（3 団地）	71 戸（3 団地）
		派遣戸数		71 戸	71 戸	71 戸
■高齢者が暮らしやすい生活環境づくり						
82	福祉のまちづくり環境整備の指導	協議件数		24 件	24 件	30 件
83	公共交通機関のバリアフリー化の促進	ノンステップバス導入補助台数		0 台	3 台	120 台
84	道路のバリアフリー化の促進	特定道路に指定された道路のバリアフリー化の進捗率		94.6%	96.40%	2020 年度末の事業完了を目指す。
85	おでかけ応援制度（おでかけ応援バス・阪堺線高齢者運賃割引制度）	年間延べ利用回数		6,080,662 回	6,180,587 回	5,950,000 回／年
86	堺市乗合タクシー	年間利用者数		23,647 人	24,873 人	17,600 人
87	さかい高齢者運転免許自主返納サポート事業	タクシー利用券進呈者数		1667	2,437	1,300 人
88	高齢者への交通安全教室の開催	出前講座等を活用した交通安全教室の実施状況		8 回	3 回	警察等関係機関・団体や福祉施設関係者と連携した交通安全教室を開催するとともに、高齢者を対象にした各種行事等の多様な機会を活用した交通安全教育を実施する。

	掲載項目	指標	実績		計画期間中の目標
			平成 30(2018)年度	令和元(2019)年度	
■災害等緊急時に備えた支援の充実					
89	避難行動要支援者の避難支援の仕組みづくり	避難行動要支援者支援の取組状況	91 校区	91 校区	92 校区(全校区)
90	福祉避難所の指定及び運営体制の構築	福祉避難所指定数(民間施設を含む。)	80 か所	80 か所	引き続き、本市における福祉避難所の円滑な設置、運営に向けた体制構築を図る。
■権利擁護支援の充実					
91	権利擁護サポートセンターの運営・市民後見人の養成	市民後見人バンク登録者数	64 人	59 人	延べ 130 人
92	成年後見制度の普及・啓発	市民向け広報・啓発	3 回	2 回	2 回
		関係者向け研修	7 回	3 回	7 回
93	成年後見制度利用支援事業	申立費用等給付件数	55 件	48 件	市長申立の促進に伴い、必要な方が適切に制度を利用できる状況を継続する。
		報酬給付件数	67 件	144 件	
94	成年後見市長申立の促進	市長申立件数	55 件	48 件	45 件
95	堺市日常生活自立支援事業の活用	利用申込受付件数	77 件	101 件	必要な方に適切にサービスを利用いただける状況とする。
		契約件数	447 件	467 件	
		定期訪問回数	7,595 件	8,800 件	
96	高齢者虐待防止の普及・啓発	高齢者見守りネットワーク登録事業者数	2189 か所	2,242 件	2,500 か所
■消費者被害の未然防止及び救済					
97	消費者被害に関する情報提供と相談の充実	出前講座(高齢者及び支援者向け)	15	18	高齢者や支援者の方に適切に情報が届くよう、関係機関同士の連携を図りつつ、消費者被害の未然防止に向けた効果的な講座の企画・実施に取り組む。
		あっせん解決率(65 歳以上の方からの相談)	91.8%	93.8%	専門相談員による消費生活相談を行うとともに、消費生活に必要な商品サービスについての苦情や相談を受け、解決に向けての適切な助言・あっせんを行う。

	掲載項目	指標	実績		計画期間中の目標
			平成 30(2018)年度	令和元(2019)年度	
■特殊詐欺の被害防止の取組促進					
98	特殊詐欺被害防止に向けた広報啓発活動等の実施	特殊詐欺被害認知件数	120	121	高齢者を含む市民に手口等特殊詐欺に関する最新情報を提供し、被害に遭わないよう注意を呼びかける。
6. 健康の保持・増進					
■生涯にわたるこころと体の健康づくり					
99	専門職(医師・歯科医師・保健師・管理栄養士・歯科衛生士・リハビリ専門職など)による健康教育・健康相談の実施	65歳以上を対象に実施した健康教育の受講者数	17,432人	16,850人	7,000人
100	啓発活動やイベントの実施	実施した啓発活動の回数	63回	52回	30回
■健康を支える地域社会づくり					
101	健康づくり自主活動グループの育成と活動支援	登録参加者数	6,558人	6,608人	5,500人
102	食生活改善推進員の育成と活動支援	食生活改善推進員会員数	355	345	400人
103	歯と口の健康を普及する「8020メイト」の育成と活動支援	活動回数	216	201	120回
		8020メイト登録人数	144	142	150人
■生活習慣病などの疾病予防					
104	生活習慣病予防のための健康教育・健康相談の実施	開催回数	828回	983回	450回
		実施人数	25,139	27,580	14,000人
105	たばこに関する健康教育	たばこに関する健康教育の受講者数	709人	983人	1,000人
■高齢期特有の健康課題への対策					
106	介護予防普及啓発事業	講座・教室関係開催回数	539回	522回	480回
107	骨粗しょう症予防検診の実施・受診勧奨	骨粗しょう症予防に関する健康教育の受講者数	900人	727人	1,000人
7. 高齢者の社会参加と生きがいづくりの支援					
■情報提供ときっかけづくり					
108	おでかけ応援制度(おでかけ応援バス・阪堺線高齢者運賃割引制度)【再掲】	年間延べ利用回数	6,080,662回	6,180,587回	5,950,000回/年
109	堺市乗合タクシー【再掲】	年間利用者数	23,647人	24,873人	17,600人
110	老人福祉センターの運営	堺老人福祉センター 延利用者数	52,001人	44,679人	引き続き指定管理者による管理運営の実施により、民間
		中老人福祉センター 延利用者数	74,565人	68,883人	

	掲載項目	指標	実績		計画期間中の目標
			平成 30(2018)年度	令和元(2019)年度	
		東老人福祉センター 延利用者数	85,438 人	73,323 人	事業者のノウハウを活かした自主事業を展開し、利用促進を図る。
		西老人福祉センター 延利用者数	61,502 人	53,123 人	
		南老人福祉センター 延利用者数	81,146 人	71,113 人	
		北老人福祉センター 延利用者数	85,708 人	71,231 人	
		美原老人福祉センター延利用者数	45,089 人	42,025 人	
111	老人集会室の整備	整備か所数	51 か所	52 か所	54 か所
112	セカンドステージ応援団事業	市民向け講座 参加者数	421 人(延べ)	770 人(延べ)	360 人
113	情報通信技術(ICT)を活用した情報提供の推進	情報通信技術(ICT)を活用した情報提供の推進	-	-	2018 年度 事業構築 2019 年度 事業開始
114	生涯学習情報の提供	市ホームページ(生涯学習)へのアクセス数	186,670 件	131,255 件	590,000 件
■担い手の育成					
115	ふれあい基金を活用した地域福祉活動に対する支援	助成件数	98	102	110 件
		助成額	9,454,980 円	9,019,254 円	10,800,000 円
116	いきいき堺市民大学	受講生数	747 人	開講実績なし	864 人
117	ボランティア講座の開催	開催回数	26	28	22 回
118	生活援助サービス従事者研修の開催【再掲】	研修修了者数	98 人	27 人	300 人
■社会参加の機会の提供					
119	老人クラブの活性化	会員数	35,489	32,908	46,000 人
120	ねんりんピックへの参加	選手団人数	129 名 (派遣要請人数 194 人)	135 名 (派遣要請人数 169 人)	開催県からの派遣要請人数を派遣する。
121	シルバー人材センター	会員数	5,682	5,939	7,500 人 (2019 年度)
		契約件数	18,240	18,029	20,000 件 (2019 年度)
		契約高	2,254,128,004	2,255,721,048	2,500,000 千円 (2019 年度)
		就業延人数	538,631	526,612	600,000 人 (2019 年度)
122	日常生活圏域コーディネーターの圏域配置【再掲】	配置数	13	15	日常生活圏域に配置
		個別支援件数	287	417	420 件

	掲載項目	指標		実績		計画期間中の目標
				平成 30(2018)年度	令和元(2019)年度	
■助け合い活動の推進						
123	地域福祉型研修センター機能	研修実施回数		3回(延べ6日)	5回	多職種協働型によるニーズに基づいた研修プログラムの構築。
124	高齢者ボランティア活動の支援	個人登録人数		1,676	1682	2,000人
		グループ登録数		246グループ	247グループ	300グループ
		相談件数		1,974件	1,714件	3,200件
125	老人クラブの活性化【再掲】	会員数		35,489	32908	46,000人
126	地域のつながりハート事業(堺市小地域ネットワーク活動推進事業)への支援【再掲】	校区福祉委員会数		93	93	全校区
		小地域ネットワーク活動指定校区数		93校区	93校区	全校区
		個別援助活動	見守り声かけ訪問	93校区	93校区	全校区
			家事援助	18校区	16校区	22校区
			介護援助	3校区	2校区	6校区
			外出支援	20校区	20校区	23校区
			配食活動	6校区	6校区	8校区
			グループ援助活動	いきいきサロン	93校区	93校区
		ふれあい食事会		82校区	83校区	84校区
		地域リハビリ		53校区	58校区	57校区
		世代間交流		90校区	83校区	全校区
		子育て支援		84校区	86校区	88校区
		ふれあい喫茶		82校区	82校区	85校区
		校区福祉委員会活動	広報活動(新聞発行等)	81校区	79校区	85校区
			研修・学習活動	79校区	82校区	80校区
		校区ボランティアビューロー		84校区	85校区	87校区
		お元気ですか訪問活動		87校区	88校区	90校区

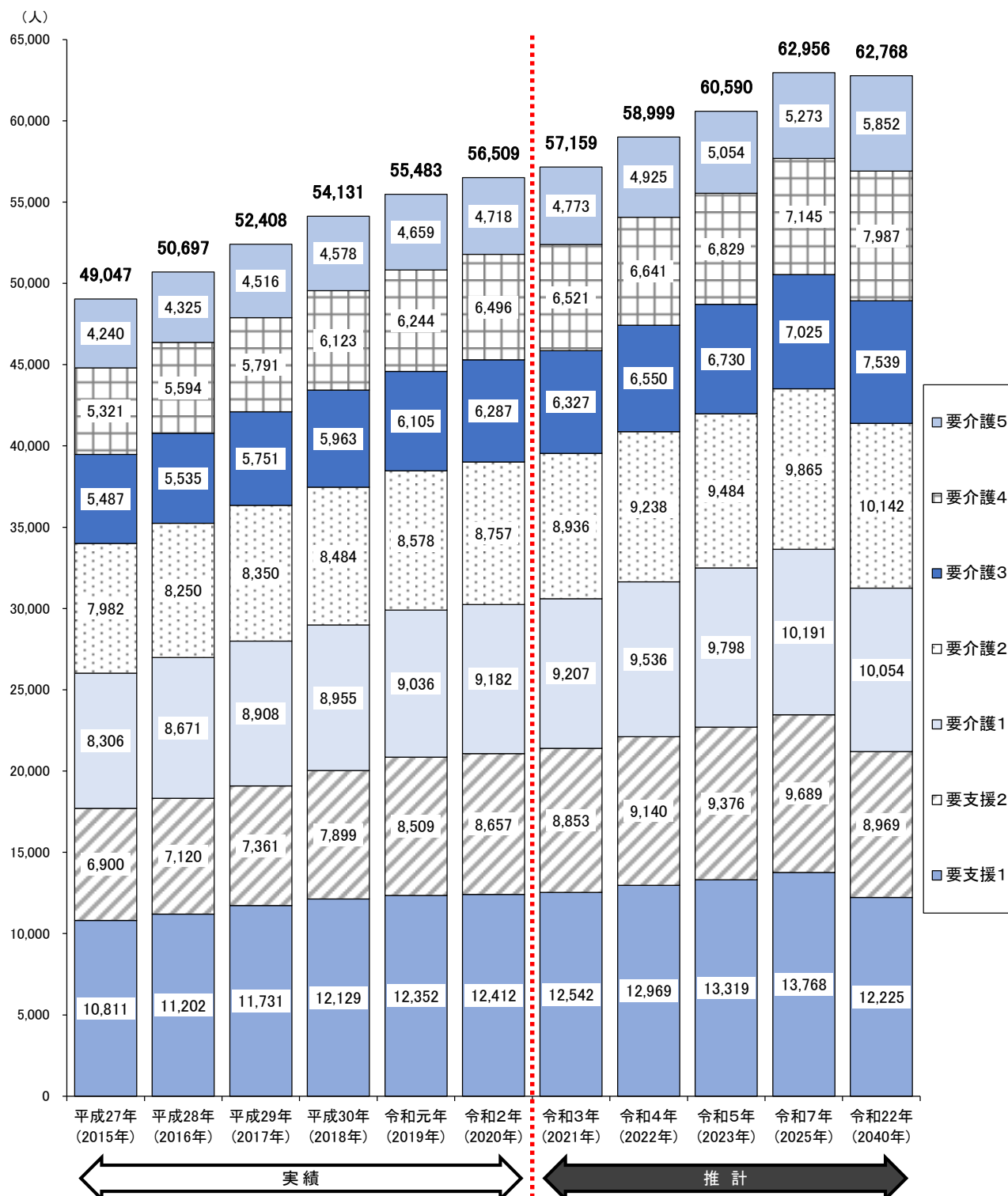
2 保険者機能強化推進交付金・介護保険者努力支援交付金 活用事業一覧

掲載事業名		掲載ページ
介護予防事業関係		
介護予防「あ・し・た」プロジェクト事業		
介護予防把握事業		
げんきあっぷ（口コモ予防）教室の開催		
口腔機能の向上をめざす講座の開催		
低栄養予防の取組		
ひらめき脳トレプラス（認知症予防）教室の開催		
「堺コッカラ体操」の普及		
地域介護予防活動支援事業（介護予防活動グループ支援）		
地域リハビリテーション活動支援事業		
地域のつながりハート事業（堺市小地域ネットワーク活動推進事業）への支援		
介護予防・生活支援サービス事業		
地域包括支援センター関係		
包括的支援事業（地域包括支援センター等）		
生活支援体制整備事業関係		
日常生活圏域コーディネーターの圏域配置		
在宅医療介護連携推進事業関係		
地域の医療・介護の資源の把握・情報発信		
在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討		
在宅医療・介護連携に関する相談窓口の設置		
在宅医療・介護連携に関する市民への普及啓発		
医療・介護関係者の情報共有の支援		
医療・介護関係者の研修		
アドバンス・ケア・プランニング（人生会議）の推進		
認知症総合支援事業関係		
「認知症の気づきチェックリスト」の作成・普及		
各種媒体を活用した普及啓発活動		
「認知症本人ミーティング」など本人・家族の交流支援		
認知症初期集中支援チームの運営		
認知症地域支援推進員活動の推進		

掲載事業名		掲載ページ
	「認知症支援のてびき」（堺市認知症ケアパス）の作成・普及	
	若年性認知症の方への支援	
	「堺ぬくもりカフェ」（堺市認知症カフェ）の充実	
	認知症家族会等への支援	
介護給付適正化事業関係		
	居宅介護支援事業者研修の実施	
	認定訪問調査の適正化	
	介護給付費通知の発送	
	医療情報との突合	
	縦覧点検	
	住宅改修の適正化	
	ケアプラン点検事業	
	福祉用具購入・貸与調査	
	給付実績の活用	

3 介護保険サービスの利用状況

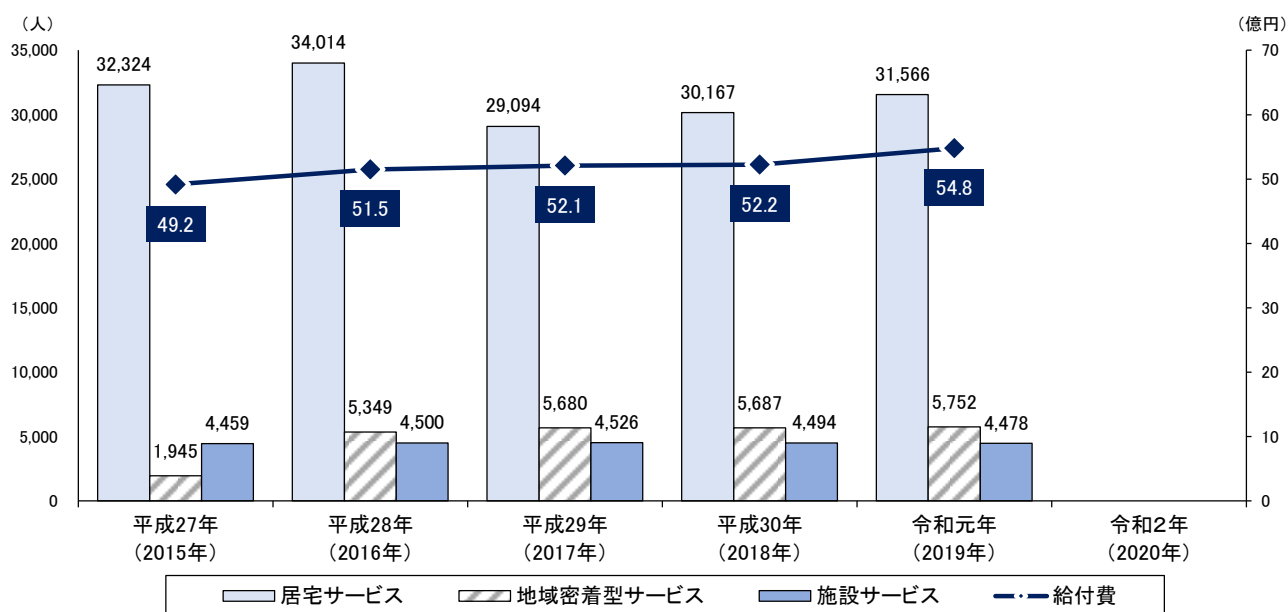
(1) 要介護認定等定者数の推移



(令和2(2020)年までは介護保険事業状況報告、令和3(2021)年以降は推計値)

※各年9月末時点

(2)介護保険サービスの利用者数・給付額の推移



		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
居宅サービス利用者 (人)	平成 27(2015)年	5,832	4,793	6,631	6,618	3,821	2,772	1,857	32,324
	平成 28(2016)年	6,225	5,120	6,905	6,893	3,943	2,931	1,997	34,014
	平成 29(2017)年	2,440	3,006	7,224	7,069	4,134	3,095	2,126	29,094
	平成 30(2018)年	2,637	3,415	7,211	7,216	4,316	3,266	2,106	30,167
	令和元(2019)年	2,967	3,831	7,303	7,385	4,449	3,372	2,259	31,566
	令和 2 (2020)年								
地域密着型サービス利用者 (人)	平成 27(2015)年	13	12	326	419	519	368	288	1,945
	平成 28(2016)年	18	19	1,506	1,549	1,035	736	486	5,349
	平成 29(2017)年	15	16	1,620	1,564	1,148	772	545	5,680
	平成 30(2018)年	25	19	1,566	1,589	1,154	793	541	5,687
	令和元(2019)年	19	16	1,571	1,591	1,191	811	553	5,752
	令和 2 (2020)年								
施設サービス利用者 (人)	平成 27(2015)年			203	443	937	1,541	1,335	4,459
	平成 28(2016)年			214	416	902	1,599	1,369	4,500
	平成 29(2017)年			213	413	920	1,589	1,391	4,526
	平成 30(2018)年			221	392	915	1,616	1,350	4,494
	令和元(2019)年			226	345	948	1,644	1,315	4,478
	令和 2 (2020)年								
給付費 (千円)	平成 27(2015)年	154,928	205,457	669,325	937,759	970,616	1,060,875	917,380	4,916,339
	平成 28(2016)年	162,877	215,017	699,847	970,790	1,001,840	1,129,985	970,026	5,150,382
	平成 29(2017)年	50,909	76,921	754,670	1,010,432	1,068,752	1,195,131	1,052,838	5,209,653
	平成 30(2018)年	55,133	88,240	732,906	1,004,945	1,085,534	1,235,260	1,022,693	5,224,712
	令和元(2019)年	63,291	101,786	763,599	1,043,276	1,153,768	1,280,451	1,072,837	5,479,008
	令和 2 (2020)年								

(介護保険事業状況報告)

※各年 9 月の利用者数・給付費

4 堺市社会福祉審議会委員名簿

(敬称略)

氏 名	職 名	備考
黒田 研二	関西大学 名誉教授・西九州大学 看護学部 教授	☆○
小野 達也	桃山学院大学 社会学部 社会福祉学科 教授	◎
伊藤 嘉余子	大阪府立大学 地域保健学域 教育福祉学類 教授	
井上 伸二郎	社会福祉法人 愛育社 児童養護施設愛育社 施設長	
上野 充司	堺市議会 議員	
大町 むら子	堺市女性団体協議会 副委員長	○
奥中 淳史	堺市私立幼稚園連合会 役員	
加藤 曜子	流通科学大学 人間社会学部 人間健康学科 教授	
勝間 靖彦	堺市こども会育成協議会 副会長	
勝山 孝	一般財団法人 堺市母子寡婦福祉会 理事長	
金子 美暉子	堺市民生委員児童委員連合会 副会長	
川井 太加子	桃山学院大学 社会学部 社会福祉学科 教授	○
神部 智司	大阪大谷大学 人間社会学部 教授	○
黒田 征樹	堺市議会 議員	
小堀 清次	堺市議会 議員	
小山 敏美	堺市人権教育推進協議会 会計	○
小山 操子	大阪弁護士会 弁護士	
崎川 晃弘	特定非営利活動法人 堺障害者団体連合会 副理事長	
静 又三	社会福祉法人 堺市社会福祉協議会 会長	
篠崎 直人	堺市社会福祉施設協議会	
白坂 充弘	堺市立浜寺東小学校 校長	
鈴木 利次	一般社団法人 堺市薬剤師会 会長	
武部 純子	堺市民生委員児童委員連合会 副会長	
但馬 秀樹	堺市社会福祉施設協議会 副会長	
種橋 征子	関西大学 人間健康学部 准教授	
辻 洋児	一般社団法人 堺市老人クラブ連合会 会長	○
椿 孝夫	堺市校区福祉委員会連合協議会 会長	
鶴 宏史	武庫川女子大学 文学部 教育学科 准教授	

氏 名	職 名	備考
中西 時彦	一般社団法人 堺市歯科医師会 会長	
西尾 薫	堺市更生保護女性会 会長	
西尾 正敏	堺市社会福祉施設協議会 副会長	○
西川 正治	一般社団法人 堺市医師会 会長	
西川 隆蔵	帝塚山学院大学 大学院 人間科学研究科 教授	
野里 文盛	堺市議会 議員	
松端 克文	武庫川女子大学 短期大学部 心理・人間関係学科 教授	
守屋 國光	大阪教育大学 名誉教授	
山本 重信	堺市自治連合協議会 会長	
吉川 敏文	堺市議会 議員	○
吉田 大輔	連合大阪 堺地区協議会 議長	○

☆堺市社会福祉審議会委員長 ◎職務代理 ○高齢者福祉専門分科会委員

5 堺市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会委員名簿

(敬称略)

氏 名	職 名	備考
黒田 研二	関西大学 名誉教授・西九州大学 看護学部 教授	☆
神部 智司	大阪大谷大学 人間社会学部 教授	◎
大谷 信哉	公益社団法人 大阪介護支援専門員協会 堺ブロック長	
大町 むら子	堺市女性団体協議会 副委員長	
岡原 和弘	一般社団法人 堺市医師会 副会長	
小倉 美津子	堺市民生委員児童委員連合会 副会長	
鹿嶋 隆行	一般社団法人 堺市薬剤師会 副会長	
川井 太加子	桃山学院大学 社会学部 教授	
久保 照男	堺市自治連合協議会 副会長兼会計	
小山 敏美	堺市人権教育推進協議会 会計	
田中 章平	一般社団法人 狭山美原歯科医師会 理事	
玉井 辰子	堺市老人介護者（家族）の会 会長	
辻 洋児	一般社団法人 堺市老人クラブ連合会 会長	
中野 博文	社会福祉法人 堺市社会福祉協議会 常務理事兼事務局長	
西尾 正敏	堺市社会福祉施設協議会 副会長	
宮田 英幸	公益社団法人 大阪社会福祉士会 スーパーバイザー 兼堺支部副支部長	
吉川 敏文	堺市議会 議員	
吉田 大輔	連合大阪 堺地区協議会 議長	
吉田 剛	一般社団法人 堺市歯科医師会 常務理事	

☆ 高齢者福祉専門分科会会長 ◎ 職務代理

6 堺市社会福祉審議会及び高齢者福祉専門分科会検討経過

開催日時等	主な議事内容
第1回高齢者福祉専門分科会 (令和2(2020)年7月29日) ※書面開催	・堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成30(2018)～32(2020)年度)の進捗状況について ・堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(令和3(2021)～5(2023)年度)の策定について ・地域包括支援センター運営法人の公募について ・堺市地域包括ケアシステムの推進に関する施策に係る総合的な計画「よりそい安心ほっとプラン」の策定について ・堺市立の高齢者福祉施設のあり方に関する基本指針について
第2回高齢者福祉専門分科会 (令和2(2020)年10月9日)	・堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(令和3(2021)～5(2023)年度)(素案)について ・第8期介護保険事業計画(令和3(2021)～5(2023)年度)における介護保険料について
第3回高齢者福祉専門分科会 (令和2(2020)年11月13日)	・介護保険施設等の整備(令和3(2021)～5(2023)年度)について ・第8期介護保険事業計画(令和3(2021)～5(2023)年度)における介護保険料について ・堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(令和3(2021)～5(2023)年度)(素案)について
第4回高齢者福祉専門分科会 (令和3(2021)年3月30日)	・第8期介護保険事業計画(令和3(2021)～5(2023)年度)における介護保険料について ・堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(令和3(2021)～5(2023)年度)(案)について

7 堺市地域福祉推進庁内委員会要綱

(設置)

第1条 本市における地域福祉に係る施策の計画的な推進を図るため、堺市地域福祉推進庁内委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、及び関係部局間の調整を行うものとする。

- (1) 地域福祉に関する事業の推進に係る調整及び懸案事項に関すること。
- (2) 堺市地域福祉計画その他関連計画の策定及び推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員で組織する。

2 委員長は長寿社会部長の職にある者を、委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、議事に関係ある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、長寿支援課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

(堺市高齢社会対策推進庁内委員会要綱の廃止)

2 堺市高齢社会対策推進庁内委員会要綱（平成 2 年制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

政策企画部長

危機管理室長

財政部長

市民生活部長

人権部長

男女共同参画推進部長

スポーツ部長

環境事業部長

生活福祉部長

障害福祉部長

健康部長

子ども青少年育成部長

商工労働部長

交通部長

住宅部長

中区役所中保健福祉総合センター所長

予防部長

教育委員会事務局総務部長

堺市地域福祉推進庁内委員会

開催日時等	主な議事内容
令和 2 年度第 1 回 堺市地域福祉推進庁内委員会 (令和 2 (2020) 年 10 月 14 日) ※書面開催	・ 堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 【令和 3 (2021) ～5 (2023) 年度】（素 案）について ・ 地域共生社会に関する国の動向について

8 堺市高齢者等実態調査

本計画を策定するにあたり、その基礎資料として、高齢者の生活状況や保健・福祉に関するニーズ、社会参加や健康増進への意識などを把握するため、令和元（2019）年12月から翌年2月に、対象者別に3種類のアンケート調査（郵送による配布・回収）を実施しました。

調査種別	対象者・有効回答数	調査期間
一般高齢者・要支援認定者調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）	令和元（2019）年10月末日時点で以下のいずれかの条件に該当する65歳以上の方 ○要介護認定を受けていない方 ○要支援1、2の認定を受けている方 調査件数：9,400人（層化無作為抽出） 有効回答数：6,181件	令和元（2019）年12月6日 ～ 令和元（2019）年12月27日
在宅介護実態調査	令和元（2019）年10月末日時点で以下の条件に該当する65歳以上の在宅の方 ○要支援1、2、要介護1～5の認定を受けている方 調査件数：2,000人（無作為抽出） 有効回答数：1,054件	令和元（2019）年12月13日 ～ 令和2（2020）年1月6日
介護事業者調査	令和元（2019）年11月1日時点で堺市の指定を受けた介護保険事業所を市内に保有している法人 調査件数：1,384法人（全数調査） 有効回答数：582件	令和2（2020）年1月24日 ～ 令和2（2020）年2月14日

9 被保険者の保険料の算定

介護保険の第1号被保険者（65歳以上）の保険料の算出にあたっては、本市の総人口及び高齢者数（被保険者数）の推計、要介護等認定者数の推計を行い、また、これまでの介護サービスの利用実績などを分析して、計画期間（令和3（2021）～令和5（2023）年度）に必要とされる介護給付等サービスの種類ごとの量の見込（サービス必要見込量）を推計しました。

これらの推計結果から、介護保険事業に要する費用の額の見込及び第1号被保険者の保険料により収納することが必要な費用の額を算出し、保険料基準額の算出を行いました。保険料は、次に示す手順により算出しています。

① 高齢者数（被保険者数）の推計

② 要介護等認定者数の推計

高齢者数（被保険者数）及び要介護等認定者数の推計

高齢者（被保険者）の推計人口と、要介護等認定者の出現率（高齢者数に占める割合）を、要介護度別、年齢別の要介護等認定者数を推計します。

③ サービス必要見込み量の推計

サービス必要見込量の推計

施設・居住系サービス（※

■ 利用者数の推計

施設・居住系サービスの利用状況、要介護等認定者数の推計、計画期間における施設等整備計画などに基づき、サービス利用者数を推計します。

居宅系サービス（※

■ 利用者数の推計

居宅系サービスの利用対象者数を算出し、現状の居宅系サービスの利用率などから利用者数を推計します。さらに、現状の種類別居宅系サービスの利用率などに基づき、種類別居宅系サービスの利用者数を推計します。

■ 必要見込み量の推計

居宅系サービスの利用者数の推計、現状のサービス利用回数などに基づき、種類別居宅系サービスの必要見込み量を推計します。

※1 施設・居住系サービス：介護保険3施設、地域密着型介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む）及び認知症対応型共同生活介護

※2 居宅系サービス：居宅及び地域密着型サービス（施設・居住系サービスを除く）

④ 保険給付費の推計

保険給付費の推計

施設・居住系サービス及び居宅系サービスの保険給付費に、高額介護サービス等給付費、高額医療合算介護サービス等給付費、特定入所者介護サービス等給付費、審査支払手数料を加えた、保険給付費を推計します。

⑤ 地域支援事業費の推計

地域支援事業費の推計

現在の地域支援事業費の動向、今後の事業展開の見込等をふまえ、地域支援事業費を推計します。

⑥ 保険料基準額の算出

保険料基準額の算出

推計した保険給付費等に基づき算出した保険料賦課総額を、補正後第1号被保険者数合計（※）で割り、保険料基準額を算出します。

※補正後第1号被保険者数：各年度の所得段階別被保険者数に所得段階別割合を乗じて算出した数値

保険料算出手順

1 総人口及び高齢者数（被保険者数）の推計

住民基本台帳を基礎とし、コーホート変化率法を用いて推計

2 要介護等認定者数の推計

被保険者数の推計、現状の第1号被保険者における要介護等認定者の割合（認定率）等に基づき推計

3 サービス必要見込み量の推計

＜施設・居住系サービス＞

利用者数の推計

＜居宅系サービス＞

利用者数の推計

必要量の推計

4 保険給付費の推計

施設・居住系サービスの
保険給付費

円

居宅系サービスの
保険給付費

円

+

● 高額介護サービス費

円

● 高額医療合算介護サービス費

円

● 特定入所者介護サービス費

円

● 審査支払手数料

円

保険給付費

(①)

=

円

5 地域支援事業費の推計

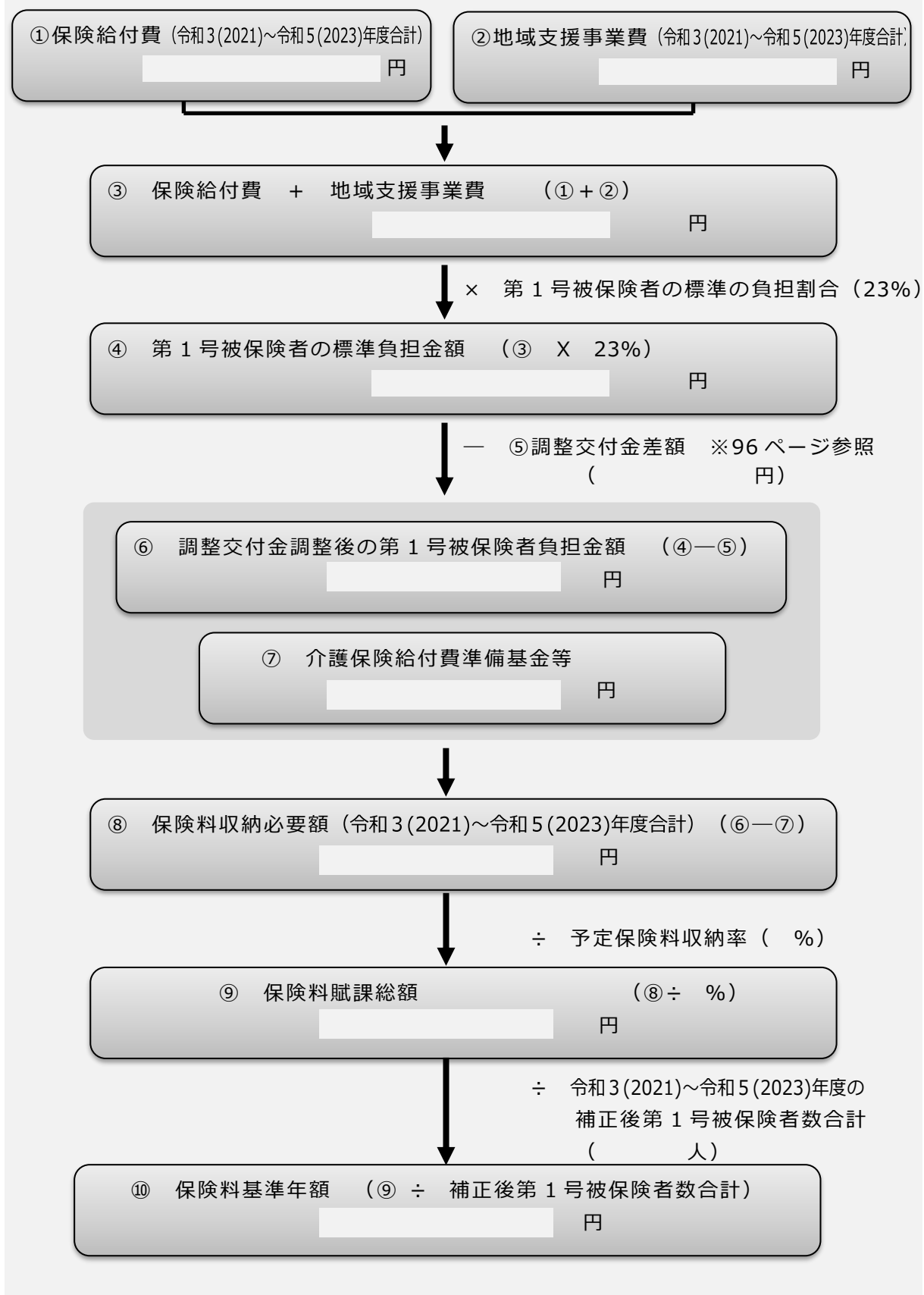
地域支援事業費

(②)

=

円

6 保険料基準額の算出



10 用語説明

【ア行】

ICT（アイ・シー・ティー）

Information and Communication Technology の略。情報通信技術。情報・通信に関する技術全般を表す言葉。

アウトリーチ

相談窓口で相談者が来るのを待つのではなく、地域や家庭などに出向いて相談を受ける方法。

アセスメント

介護分野でのアセスメントは、利用者の抱える問題の見極めといった意味で用いられる。主に介護サービスを提供する前段階での情報収集で、利用者に対して、どのようなサービスが必要なのかを明らかにすることをいう。介護分野でアセスメントを行うのは基本的にケアマネジャーが担う。介護分野でのアセスメントは利用者本人がどのように生活していきたいか、この介護サービスを利用者本人が望んでいるかどうかといった主観的な部分も考慮される。そのため定量化できない利用者の心への寄り添いや意思の尊重が重要となる。

いいともネットさかい

堺市における医療と介護の連携をすすめる関係者会議。地域包括ケアシステム（高齢者が住みなれた地域で安心して自分らしく暮らしていくことができる仕組）の構築に向けて、堺市内の医療と介護関係者が定期的に一堂に会し、医療・介護連携の現場での課題やその解決策を検討しながら、様々な事業を展開している。

SDGs（エス・ディー・ジーズ）

Sustainable Development Goals の略。持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成 13（2001）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された令和 12（2030）年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標をいう。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。SDGs は発展途上国だけでなく、先進国も取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本も積極的に取り組んでいる。

NPO（エヌ・ピー・オー）

Non-Profit Organization の略で、民間非営利組織などと訳され、自主的・自発的な社会活動を行う事を意味する。平成 10（1998）年 3 月に成立した「特定非営利活動促進法（NPO 法）」は宗教や政治活動を主な目的としないという前提で、公益のために活動することを NPO 法人の要件としている。

大阪府国民健康保険団体連合会

国民健康保険の保険者（市町村）が、共同してその目的を達成するために設立している公法人。都道府県ごとに1か所設置されている。業務内容として介護保険法においては、サービス事業者に支払う介護報酬の支払いや審査機能を果たすほか、サービス事業者に対する指導助言、苦情処理などを行う。

おでかけ応援制度

公共交通の利用促進及び高齢者の外出支援を図ることを目的として、65歳以上の市民が市内の路線バスなどを1回100円で乗車できる堺市の制度

【力行】

介護医療院

慢性期の医療・介護ニーズへ対応するため、日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れや看取り・ターミナルなどの機能と、生活施設としての機能を兼ね備えた施設で、平成30（2018）年度から創設された。

介護保険施設

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護医療院の総称。

介護予防

介護の必要な状態になることを予防すること。また、そのために必要となるサービスや取組。

介護予防ケアマネジメント

要支援者等が、要介護状態になることを予防するため、その心身の状況等に応じた目標やそれを達成するために必要なサービスを設定したケアプランを作成すること。

介護予防通所介護

要支援者への通所介護サービス。平成29（2017）年4月からは全て介護予防・日常生活支援総合事業の「通所型サービス」に移行している。

介護予防訪問介護

要支援者への訪問介護サービス。平成29（2017）年4月からは全て介護予防・日常生活支援総合事業の「訪問型サービス」に移行している。

介護療養型医療施設

急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする高齢者などに対し、施設サービス計画に基づく療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他必要な医療を行う施設のこと。令和5（2023）年度末までに介護医療院等へ転換することとなっている。また、平成24（2012）年度以降、新たな指定は行われない。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で、在宅生活が困難な高齢者などに対して、施設サービス計画に基づく入浴、排せつ、食事などの介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の支援、機能訓練、健康管理、療養上の支援を行う施設のこと。

介護老人保健施設

病状安定期にあり、入院治療をする必要はないが、リハビリテーション、看護・介護を必要とする高齢者などに対して、自宅での生活に復帰できることをめざして、施設サービス計画に基づく看護、医学的管理の下での介護及び機能訓練その他必要な医療、日常生活上の支援を行う施設のこと。

看護小規模多機能型居宅介護

医療ニーズのある在宅の要介護者に、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ提供するサービスのこと。

鑑別診断

患者の症状等がどのような疾患に由来するのを見極めるために行う診断。認知症の鑑別診断の場合、認知症の原因疾患や程度などを見極めるための診察を行う。

基幹型包括支援センター

日常生活圏域（当該項目参照）に設置される地域型の地域包括支援センター（当該項目参照）に対し、地域包括支援センターへの支援やセンター間連携の促進、困難事例などへの対応、広域的・専門的なネットワークの構築などを基幹的に担う地域包括支援センターのこと。

基本指針

本計画においては、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」のことをいう。介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施に関する基本的事項を定め、また、全国的均衡を図る観点から、市町村介護保険事業計画を作成するに当たって即すべき事項を定めることにより、介護給付費等対象サービスを提供する体制の確保が計画的に図られることを目的として介護保険法に基づき厚生労働省が定めた指針。①介護給付等対象サービスを提供する体制の確保に関する基本的事項、②介護保険事業計画の作成に関する事項、③その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項が定められている。

居住系サービス

認知症高齢者グループホームや特定施設入居者生活介護などの、高齢者が入居して利用するサービスの総称。

居宅介護支援

居宅介護サービスの適切な利用ができるよう、介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、また、サービスの提供を確保するため、サービス提供事業者との連絡調整、給付管理を行うサービスのこと。

居宅療養管理指導

要介護者又は要支援者であって居宅において介護を受ける者について、病院、診療所の医師、歯科医師、薬局の薬剤師が居宅を訪問して行う療養上の健康管理や保健指導サービスのこと。

緊急通報システム

居宅内で緊急事態（急病、事故等）が発生した時に、通報ボタンを押したり、室内の確認センサーが作動するなどにより、緊急事態を知らせるシステム。システムの種類により、緊急通報は近所の支援者や、消防署、警備会社等に通報されるものがある。

ケアプラン

利用者や家族の状況に応じて利用者の自立支援に資するよう、サービス担当者会議においてサービス提供担当者等からの専門的な意見を踏まえ作成される利用者のニーズと生活上の課題解決のための具体的なサービス計画のことで、介護保険対象外のサービスも盛り込まれる。なお、介護保険のサービスを受けるためには、ケアプランの作成が必要で、ケアマネジャーや地域包括支援センター職員が作成する。

ケアマネジメント

保健・医療・福祉などのサービスと、それを必要とする方のニーズをつないで必要なケアを提供する手法のこと。介護保険制度においては、生活課題を明らかにし、その方の状況に応じた適切で効果的な介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、介護保険サービス及び社会資源を活用しながら住み慣れた地域で生活が継続できるように支援すること。

ケアマネジャー（介護支援専門員）

介護保険法に基づく資格で、要支援・要介護者などからの相談に応じ、要支援・要介護者などが心身の状況に応じて適切な居宅サービスや施設サービスを利用できるように、介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、市町村や事業者などとの連絡調整を行う専門職のこと。

軽費老人ホーム（ケアハウス）

身体機能の低下などにより自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる方であって、家族による援助を受けることが困難な 60 歳以上の方が利用する施設。在宅サービスが利用できる。

健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。平均寿命（死亡するまでの期間）と健康寿命の差が、健康上の問題で日常生活が制限され、介護等が必要となる期間になる。

権利擁護

対象となる方の権利を守ること。高齢者などで、自ら権利を守ることが困難な方のために、その権利を代弁し、守ること。

権利擁護サポートセンター

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方への権利侵害や財産管理に関する法律的な相談や、成年後見制度の利用など、市民や関係機関などに対して権利擁護に関する相談・支援を行う堺市の機関。平成 25（2013）年 4 月に開所。

高額医療合算介護（予防）サービス費

医療費と介護サービス費の自己負担の合算額が著しく高額になる場合に、申請により負担額の一部が払い戻される制度。自己負担額が高額となった場合には、医療費は「高額医療費」、介護サービス費は「高額介護（予防）サービス費」がそれぞれ支給されるが、それに加えて負担をさらに軽減するためのもの。

高額介護（予防）サービス費

介護（予防）サービスを利用して支払った自己負担額が、1 か月の合計で一定の上限額を超えた場合、申請によりその超過分が払い戻される制度。上限額は所得段階等に応じて設定されている。

後期高齢者

高齢者（年齢が 65 歳以上の人）のうち、75 歳以上の人を後期高齢者と言う。なお、年齢が 65 ～74 歳の人は前期高齢者と言う。

高齢者ネットワーク会議

高齢者が地域において安心して生活し続けられるよう、地域で高齢者を支えるネットワークを構築するため、保健・医療・福祉の関係機関・関係団体が密接な連携を図りながら在宅ケアを推進することを目的に各区に設置している。

コミュニティソーシャルワーカー

支援を必要とする方に対し、見守りや相談援助、必要なサービスや専門機関へのつなぎなどを行うことで、公的な福祉サービスだけでは対応できない生活課題や制度の狭間で困窮している方々を個別支援する人。

コミュニティワーカー

関係機関との連絡調整や助言を行うことで、地域の課題の発掘、住民同士の支援につなげるなど、住民による地域福祉活動を側面から支援する人。

【サ行】

サービス付き高齢者向け住宅

平成 23（2011）年 10 月 20 日から新たに創設された登録制度に基づく住宅のこと。民間事業者等が整備する 60 歳以上の高齢者等を対象とする住宅で、「バリアフリー構造となっていること」、「少なくとも状況把握（安否確認）サービスと生活相談サービスが提供されること」、「入居者保護に配慮した契約となっていること」などの基準を満たすもの。

在宅医療

医療受診には、入院、外来、在宅の3つの形態があり、そのうち、在宅医療は、継続的な医療が必要だが通院が困難な方などに対して、医師や訪問看護師等が定期的に患者の自宅等を訪問し、診療や医学管理等を行うもの。

在宅ケア

入院・入所ではなく、自宅等で生活しながら、介護、医療等のサービスを受けること。

堺コッカラ体操

堺市と関西大学が連携して開発した認知症予防・介護予防のための体操。

堺市乗合タクシー

高齢化の進展により自分で車を運転できない方などが増え、日常生活を支える移動手段の確保が必要となっており、市では、鉄道駅やバス停から離れた地域と鉄道駅を結ぶ乗合タクシーを運行している。

堺地域医療連携支援センター

在宅医療・介護の連携等に関する専門職からの相談対応等を行うセンターで、堺市医師会に設置されている。

堺ぬくもりカフェ

堺市版の認知症カフェ。（「認知症カフェ」については該当項目参照）

さかい見守りメール（認知症徘徊 SOS ネットワーク）

認知症の方などが徘徊して行方不明になった場合に、早期発見する取組。事前に登録された方が行方不明になった際に、電子メールなどにより、行方不明者の情報を協力機関へ提供する。

ジェンダー（gender）

生物学的な性別（sex）に対して、社会的・文化的につくられる性別のこと。世の中の男性と女性の役割の違いによって生まれる性別のこと。

COPD（シー・オー・ピー・ディー）

慢性閉塞性肺疾患（Chronic Obstructive Pulmonary Disease）の略称。慢性気管支炎や肺気腫と呼ばれてきた病気の総称で、喫煙習慣を背景に発症する肺の炎症性疾患。

自助・互助・共助・公助

自助：自分らしい生活を続けていくため、自分のできる範囲で、健康増進・介護予防等に取り組むこと。

互助：自助だけでは自分らしい生活を続けていくことが困難な場合において、家族又は地域の支え合い等により、お互いが助け合うこと。

共助：介護保険その他の社会保険の制度をはじめ、仕組が組織化・制度化された地域の助け合い活動等により、ともに助け合うこと。

公助：自助・互助・共助では支えきれない部分を、税による社会保障等により、行政において補完すること。

指定管理

公共施設の管理・運営を、行政以外の法人等に包括的に代行させることができる制度。

市民後見人

一般市民による成年後見人のこと。認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な方が成年後見制度を利用する際に、同じ地域に住む市民が家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産管理や介護契約などの法律行為を行う。また、養成講座等を修了して市民後見人の候補となった方の登録制度を市民後見人バンク等という。

社会福祉士

専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う。国家試験である社会福祉士試験に合格し、所定の手続をすることで資格が取得できる。

社会福祉法人利用者負担額軽減制度

低所得で特に生計困難である要介護者等が介護保険サービスを利用する場合に、サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割の一環として利用者負担額を軽減する制度。利用者負担軽減実施の申出をしている社会福祉法人等の実施サービスのみが対象となる。

住宅改修

住宅改修は、介護保険の給付対象となるサービスの一つで、居宅の要介護（支援）者が現に居住する住宅について、手すりの取り付けや段差の解消など、小規模な改修を行う場合にその費用の一部を支給する制度のこと。支給限度基準額は要介護度にかかわらず、同一被保険者同一住宅で 20 万円となり、その範囲内で要した費用の 7～9 割分を申請により給付している。（工事前の事前申請が必要）

終末期

病気の治る可能性がほとんどなく、近い将来に死を迎えるであろうことが予想される時期のこと。ターミナル期ともいう。終末期において、延命治療ではなく、死を前にした患者の心身の苦痛を緩和・除去することを目的とした医療は、ターミナルケア、緩和ケア、ホスピスケア等と呼ばれる。

主任ケアマネジャー（主任介護支援専門員）

一定の実務経験をもつケアマネジャーで専門研修を受講した者のこと。ケアマネジャーの業務に対し、十分な知識と経験を有し、ケアマネジメントが適切に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を習得した者であり、地域におけるケアマネジャーのネットワーク構築や他のケアマネジャーに対する適切な指導・助言などを行っている。地域包括支援センターにも配置している。

小規模多機能型居宅介護

通いのサービスを中心として、利用者の選択に応じて、随時、訪問や短期間の泊まりを組み合わせ提供するサービスのこと。

消費者被害

悪徳商法や詐欺などにより、商品やサービスの売買で不当な代金の支払いをさせられるなど、消費者が被害を受けること。

自立支援

高齢者等が、残存機能等を活用しながら自立した生活を営むことができるように支援すること。

シルバー人材センター

高齢者等が働くことを通じて生きがいを得て、地域社会の活性化に貢献することを目的として設置された組織。センターは原則として市町村単位に置かれ、都道府県の指定を受けた社団法人が運営する。

シルバーハウジング

高齢者向けにバリアフリー化された公営住宅。生活援助員（ライフサポートアドバイザー）が配置され、生活相談や安否確認、緊急時対応などを行う。

生活支援コーディネーター

地域の生活支援サービスの充実のために、ボランティア等の担い手の養成・発掘、地域資源の開発や基盤整備、地域ニーズと地域支援のマッチング、関係機関のネットワーク構築などを行う人。

生活支援サービス

見守り、緊急通報、安否確認システム、食事、移動支援、社会参加の機会提供、その他電球交換、ゴミ捨て、草むしりなどの日常生活にかかる支援等のこと。

生活習慣病

食習慣、運動習慣、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患の総称。代表的なものとして、糖尿病、肥満症、高脂血症、高血圧症などがある。

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などにより、判断能力が不十分な方の法律行為（財産管理や契約の締結など）を、家庭裁判所が選任した成年後見人などが本人を代理することで、本人の保護や支援を行う民法の制度。成年後見人などは、親族に限らず、法人なども選任されることができる。

世界アルツハイマーデー

平成 6（1994）年「国際アルツハイマー病協会」（ADI）は、世界保健機関（WHO）と共同で毎年 9 月 21 日を「世界アルツハイマーデー」と制定し、この日を中心に認知症の啓蒙を実施している。また、9 月を「世界アルツハイマー月間」と定め、様々な取り組みを行っている。日本でも公益社団法人「認知症の人と家族の会」がポスターやリーフレットを作成し、認知症への理解を呼びかけるなどの活動を行っている。

セルフマネジメント

課題を自分で発見して解決すること。英語の直訳は、自己管理能力。セルフマネジメントができると、客観的な物事の判断、課題解決のための目標設定、行動のタスク化、タスク管理などを自律的にできるようになる。

【タ行】

第 1 号被保険者

被保険者とは、社会保険に加入している本人をいい、介護保険においては、市町村の区域内に住所を有する 65 歳以上の者を第 1 号被保険者としている。第 1 号被保険者保険料は、65 歳以上の方（第 1 号被保険者）の保険料で、保険者である市町村が賦課・徴収している。具体的には市町村が給付する介護サービス量に応じて設定する基準額に、所得等に応じて一定割合を乗ずることによって定額の所得段階別保険料として設定されている。また、事業運営期間（3 か年）を通じて財政均衡を保つように設定されており、原則として 3 年ごとに改定される。

第 2 号被保険者

被保険者とは、社会保険に加入している本人をいい、介護保険においては、市町村の区域内に住所を有する 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者を第 2 号被保険者としている。

多職種連携

介護や医療などに従事する複数の専門職（ケアマネジャー、看護師、介護士等）が連携・協力してケア体制を構築すること。

ダブルケア

同時期に子育て（18 歳未満の子どもや孫）と介護の両方を行っている状態のこと。

団塊の世代

第 1 次ベビーブームの時期（昭和 22（1947）～24（1949）年）に生まれた世代のこと。この世代の人口規模が大きいいため、その動向は社会的影響が非常に大きい。

短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などの施設に短期間入所し、一定期間にわたり、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練などを受けるサービスのこと。

短期入所療養介護

介護老人保健施設などに短期間入所し、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うサービスのこと。

地域共生社会

地域の多様な主体がお互いに助け合いながら共生していく社会を表す言葉。制度・分野ごとの「縦割り」や、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民個々の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をめざすものとされている。

地域支援事業

要介護・要支援状態となることを予防し、また要介護状態となった場合でも、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するために、市町村が実施する事業。事業には全市町村が行う必須事業（介護予防事業、包括的支援事業）と、各市町村の判断により行う任意事業がある。

地域団体

自治連合協議会、校区福祉委員会、民生委員児童委員連合会、老人クラブなどの地域で活動を行う団体のこと。

地域のつながりハート事業（堺小地域ネットワーク活動推進事業）

校区福祉委員会が主体となって取り組んでいる、“地域の方々が交流を通してお互いが知り合いつながっていく心のこもったあたたかい地域ボランティア活動”。主な活動として、1.個別援助活動、2.グループ援助活動、3.校区ボランティアビューロー、4.お元気ですか訪問活動、5.その他の校区福祉委員会活動、6.地域のつながりハート研修会がある。

地域包括ケアシステム

高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、日常生活支援が包括的に確保される体制のこと。この体制をきれめなく、有機的かつ一体的に提供していくことで、ひとり暮らしの高齢者や要介護度の重い高齢者など、高齢者がどのような状況にあっても安心して在宅生活を送ることができるようにしていくという考え方。

地域包括支援センター

介護保険法に基づき設置されるもので、地域住民の保健・福祉・医療の向上、総合相談支援、地域の関係機関などのネットワークの構築、ケアマネジャーなどへの支援、介護予防マネジメントなどの役割を担う地域の中核的な支援機関。保険者が直営又は委託により設置し、基本的に日常生活圏域を単位に設置するものとされている。

地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特養）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）のうち、定員 29 人以下の施設のこと。

地域密着型サービス

平成 18（2006）年 4 月施行の改正介護保険法で新たに設けられたサービス類型で、介護が必要な高齢者の住み慣れた地域での生活を支えるという観点から、地域の特性に応じ多様で柔軟な形態のサービス提供が可能なサービス体系として設けられた。その種類は、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス）、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、地域密着型特定施設入居者生活介護（小規模介護専用型特定施設（定員 29 人以下））、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模介護老人福祉施設（定員 29 人以下））の 6 種類であり、平成 24（2012）年度から定期巡回・随時対応型訪問介護看護と複合型サービスが加わり 8 種類となった。

地域密着型通所介護

利用定員が 18 人以下の小規模な事業所により提供される通所介護サービス（デイサービス）のこと。利用者が少人数で生活圏域に密着したサービスであることから、居宅サービスから地域密着型サービスに移行された。

地域密着型特定施設入居者生活介護

介護専用型特定施設入居者生活介護のうち、定員 29 人以下のもの。

超高齢社会

全人口のうち高齢者が 21%を超えた状態。なお、7%を超えた状態を「高齢化社会」、14%を超えた状態を「高齢社会」という（WHO の定義）。

通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターなどで入浴、食事、機能訓練その他の日常生活上の支援を行うサービスのこと。

通所リハビリテーション（デイケア）

主治医の判断に基づき、介護老人保健施設などに通い、理学療法士、作業療法士などから心身機能の維持回復・日常生活の自立援助のためのリハビリテーションなどを受けるサービスのこと。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスのこと。

電話パトロール

堺市と市内警察署が連携して実施する特殊詐欺被害に関する注意喚起の活動。堺市立消費生活センターから電話で特殊詐欺の現状説明や被害防止法について注意喚起を行う。

デジタルデバイス

「PC（パソコン）」「スマートフォン」「タブレット」などの端末を指す言葉。

特殊詐欺被害

親族、警察官、銀行協会・金融機関・自治体職員等を装い、「口座が犯罪に利用されており、キャッシュカードの交換手续が必要」などの名目で暗証番号を聞き出したうえでキャッシュカードや預貯金通帳等をだまし取る詐欺や、「還付金等を返金する」などの名目でお金を振り込ませてだまし取る詐欺の被害を受けること。いわゆる「預貯金詐欺」や「還付金詐欺」など。

特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）などで、計画に基づき、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の支援、機能訓練、療養上の支援を行うサービスのこと。

特定入所者介護サービス費

低所得者で施設サービスなどを利用する人の食費・居住費の負担を軽くするために支給される介護給付。食事の提供に要する費用と居住に要する費用それぞれについて、施設における平均的な費用を勘案した基準額と利用者の所得に応じた負担の限度額の差が支給される。

特定福祉用具販売

介護保険の給付対象となるサービスで、要介護者又は要支援者が、腰掛便座、入浴補助用具等を購入した場合に、その費用の一部を支給する制度。支給限度基準額は要介護度にかかわらず同一年度で 10 万円を上限とし、その範囲内で要した費用の 7～9 割分を申請により支給する。

【ナ行】

日常生活圏域

介護保険事業計画で定めることとされている圏域で、高齢者の日常生活において基本的な単位となる圏域のこと。日常生活圏域の設定は、保険者が地域の地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、施設整備の状況などを総合的に勘案し、定めることとされている。堺市の日常生活圏域は 21 か所。

日常生活圏域コーディネーター

高齢者の生活支援や介護予防等の基盤整備を進めるため、地域のネットワークの構築や活動の担い手の育成、活動とニーズのマッチングなどを行う人。

日常生活自立支援事業

認知症高齢者や障害者等で、判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。社会福祉協議会が実施する。

認知症

脳の病気の一つで、脳の機能が低下して日常生活に支障が出ている状態のこと。老化現象と思われがちだが、脳の病気によって起こる「症状」である。最も多いのは、アルツハイマー型認知症で、全体の約 6 割を占めている。次いで、レビー小体型認知症、脳血管性認知症、前頭側頭型認知症でこれらは四大認知症と呼ばれている。

認知症カフェ

認知症の方や家族、地域住民、支援者、専門職などが気軽に集い、情報交換や交流などを行う場として設置されるもの。「認知症施策推進 5 か年計画（オレンジプラン）」では、「認知症カフェの普及などにより、認知症の方やその家族等に対する支援を推進する」と位置づけられている。

認知症キッズ・サポーター

堺市が養成する認知症サポーターの子ども版。（「認知症サポーター」については該当欄参照）

認知症キャラバン・メイト

認知症について正しく理解し、認知症の方や家族を見守り、支援する応援者のことで、国の認知症サポーターキャラバン事業に基づき、地域住民、金融機関や小売業などの従業員、小・中・高等学校の児童・生徒などさまざまな人を対象に全国各地で養成講座が行われている。また、認知症サポーター養成講座の講師を務める人のことをキャラバン・メイトという。

認知症支援のてびき（認知症ケアパス）

ケアパスとは、ケアを提供するうえで、対象者の経過を追って関係する職種の関わり方や情報共有の方法、役割分担などの内容とタイムスケジュールを一覧表にしたもので、多職種が連携するうえでの指針として使用されるもの。認知症ケアパスはそれを認知症に応用したもので、認知症の方の病状などの進行状況にあわせて、多職種が連携してどのように支援を行っていくかをわかりやすく示したもの。

認知症サポーター

「認知症サポーター養成講座」を受講して認知症を正しく理解したうえで、認知症の方や家族を温かく見守る応援者のこと。

認知症サポート医

認知症サポート医養成研修を修了し、かかりつけ医の相談・アドバイザー役であり、また地域の医療機関や医師会、地域包括支援センター等との連携の担い手となる医師のこと。

認知症疾患医療センター

都道府県や政令指定都市が指定する病院に設置するもので、認知症疾患における鑑別診断、地域の医療機関などの紹介、問題行動への対応についての相談などを行う専門医療機関。

認知症初期集中支援チーム

認知症が疑われる方や認知症の方及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的（おおむね6か月）に行い、自立生活のサポートを行う、複数の専門職により構成されるチーム。地域包括支援センター等に配置される。

認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

認知症（比較的安定した状態）で介護が必要な高齢者などが5～9人で共同生活を営む住居で、家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービスのこと。

認知症対応型通所介護

認知症で介護が必要な高齢者などに対し、デイサービスセンターなどで、入浴、食事、機能訓練その他の日常生活上の支援を行うサービスのこと。

認知症地域支援推進員

認知症の方に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、地域における関係機関の連携支援や認知症支援体制の構築、認知症施策や事業の企画調整等を行う。各市町村に設置される。

認知症の気づきチェックリスト

認知症の早期発見・早期対応につながるよう、認知症の疑いを本人・家族等がチェックできるように堺市が作成したパンフレット。

認知症徘徊 SOS ネットワーク

徘徊のおそれのある認知症の高齢者等の事前登録を行い、徘徊時には身体的特徴や服装等の情報を協力者に電子メール又はファックスで一斉送信し、公的機関や介護、医療等の事業者や地域住民の協力を得て早期発見する取組。

認定調査（認定訪問調査）

要介護認定又は要支援認定の申請があったときに、認定調査員が自宅や施設に訪問し、本人の心身の状況等認定に必要な調査を行う。

ねんりんピック

明るく活力に満ちた高齢社会の実現をめざし、毎年、全国各地で開催される60才以上の高齢者を中心とした健康と福祉の総合的な祭典。

【八行】

ハザードマップ（防災マップ）

津波浸水、土砂災害、河川氾濫などの自然災害による被害想定範囲等を地図に示したもの。

8020 メイト

地域で 8020 運動を促進し、口腔の健康を保つための活動を行うボランティア。「8020 運動」とは「80 歳になっても自分の歯を 20 本以上保とう」という趣旨による口腔衛生の活動。

パブリックコメント

行政機関が法令や行政計画などを策定する際に、その案を公表し、広く意見などを募ることで公正な意思決定をするための制度。決められた期間、ホームページでの公開や公共施設での閲覧などの方法で公表し、意見募集を行う。

バリアフリー

高齢者や障害者などが社会生活をしていくうえで、障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともとは建物内の段差の解消やエレベータ設置など、物理的障壁の除去を指す言葉。また、より広い意味として、高齢者や障害者などの社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁を除去する意味でも使われる。

避難行動要支援者

災害が発生し、または発生するおそれのある場合に自ら避難することが困難な方で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方をいう。災害対策基本法により、市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられている。

ひらめき脳トレプラス教室

認知症を予防する「堺コッカラ体操」を中心に、高齢者のためのバランスのよい食事、加齢による口腔機能の低下を予防する知識や口腔ケア等、介護予防全般について学べる教室。

福祉避難所

高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする方で、介護保険施設や医療機関等への入所・入院に至らない程度の在宅の要配慮者が滞在することを想定した特別の配慮がなされた避難所のこと。

福祉用具貸与

車いすや特殊寝台などの日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与するサービスのこと。

フレイル

加齢等により、心身の活力（筋力や認知機能等）が低下し、生活機能障害、要介護状態などの危険性が高くなった状態のこと。介護が必要な状態には至っていないが、十分に健康とも言えない中間的な心身の状態を表す。

訪問介護

介護福祉士、訪問介護員（ホームヘルパー）などが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護や調理、洗濯、掃除などの日常生活上必要な生活援助を行うサービスのこと。

訪問看護

主治医の指示を受け、訪問看護ステーションなどの看護師、保健師などが居宅を訪問して、看護や療養上の支援などを行い、利用者の心身の機能の維持回復と療養生活を支えるサービスのこと。

訪問入浴介護

家庭において入浴が困難な高齢者などの居宅を入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車などで訪問し、入浴の介護を行うサービスのこと。

訪問リハビリテーション

主治医の判断に基づき、理学療法士や作業療法士などが、心身機能の維持回復・日常生活の自立援助のためのリハビリテーションを居宅で行うサービスのこと。

保健師

保健師助産師看護師法に規定される専門職のこと。個人や集団に対して、健康保持増進の指導、疾病予防の指導、健康相談、健康教育など広く地域住民の公衆衛生に必要な援助を行っている。

保険者

保険の事業を行う主体をいい、介護保険の保険者は、地域住民にとって最も身近な行政主体である市町村（特別区を含む）と規定されている。

ボランティアビューロー

ビューローとは「事務所」という意味で、ボランティアに関する相談や、ボランティアの育成、ボランティアを行いたい方とボランティアの支援を求める方をつなぐための調整などを行う拠点のこと。

【マ行】

民生委員児童委員

地域で、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、高齢者や障害者世帯の見守り、安否確認、適切なサービス等へのつなぎなどを行う、厚生労働大臣から委嘱された非常勤（無報酬）の地方公務員。委員は市町村ごとに設置される民生委員推薦会による選考等により推薦・委嘱される。

【ヤ行】

夜間対応型訪問介護

要介護者の方に対し、その居宅において、夜間の定期的な巡回又は通報により、介護福祉士などから入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の支援を行うサービスのこと。

有料老人ホーム

高齢者を入居させ、①入浴、排せつ又は食事の介護、②食事の提供、③洗濯、掃除等の家事、④健康管理のいずれかを提供する施設のこと。主に介護付、住宅型、健康型の3種類がある。介護付有料老人ホームは、介護が必要になっても当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護サービスを利用しながら生活を継続することが可能である。住宅型は、生活相談サービス等が付いた高齢者向けの居住施設で、介護が必要になった場合、訪問介護等の居宅サービスを利用しながら当該有料老人ホームでの生活を継続することが可能である。

ユニバーサルデザイン

ユニバーサルとは「普遍的」という意味で、建物や製品などのデザインにおいて、障害の有無などに関わらず、当初からすべての人が使いやすいようにするという考え方。バリアフリーと似た概念であるが、バリアフリーが今ある障壁を取り除くという考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインは、初めから普遍的な使いやすさをデザインするという考え方に立つ。

要介護等認定

申請者の要介護（支援）状態区分について、一定の有効期間を定めて市町村が行う認定のこと。被保険者の申請の後、認定調査員による心身の状況等に関する認定調査の結果と主治医の医学的見地からの主治医意見書により、全国一律のコンピューターソフトにより一次判定を行い、次いで一次判定の結果と認定調査票特記事項、主治医意見書をもとに介護認定審査会（保健・医療・福祉の専門家による審査会）において最終的な判定（二次判定）を行う。

養護老人ホーム

おおむね65歳以上の方で、経済的及び環境上の理由から、在宅での生活が困難な方が入所する施設のこと。入所後の加齢などに伴い、介護などの支援を要する方は、在宅の介護保険サービスが利用できる。特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設の場合は、特定施設入居者生活介護のサービス提供を受けることができる。

要配慮者

災害時に限定せず、一般的に「特に配慮を有する方」を意味し、具体的には、高齢者、障害（児）者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患のある方、外国人の方などをさす。

予防給付

要支援1・2の方に対する介護保険サービス。要支援1・2の方は要介護状態が比較的軽度で、状態の維持・改善の可能性が高いため、より「自立支援」に資するようサービスが提供される。

【ラ行】

リハビリテーション

高齢者に対するリハビリテーションは、第一に寝たきりや要介護状態を予防する予防的リハビリテーション、第二に疾病の治療と早期に開始される急性期リハビリテーション、第三に急性期から機能回復を目指した回復期リハビリテーション、第四に回復期後の身体機能維持を目的とする維持期リハビリテーションなどがある。

リハビリテーション専門職

リハビリテーションを担う専門職で、主に理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を指す。理学療法士は、マッサージや運動、温熱・光線・電気療法など物理的な治療を用いてリハビリテーションの指導や助言、援助を行う。作業療法士は、「作業療法」を通じて、社会適応能力の回復を図るための訓練などを行う。言語聴覚士は、音声、言語、摂食・嚥下、聴覚などの機能に障害がある方に対して、その機能の維持向上を図るための訓練や、それに必要な検査、助言・指導、援助などを行う。

レスパイト

「休息、息抜き」という意味。レスパイト・ケアとは、在宅介護をしている家族などが一時的に介護から解放され、休息を取れるようにする支援のこと。介護保険サービスでは、デイサービスやショートステイがある。インフォーマルサービスとして、普段は介護していない親族や友人、近隣の人が支援することも挙げられる。

老人クラブ

高齢者を会員とする自主的な組織で、各地域で組織され、さまざまな活動を行っている。老人福祉法などにおいて、高齢者の福祉（社会参加・生きがい対策）の推進組織として位置づけられている。

老人集会所

堺市では、昭和 46（1971）年より条例により、老人クラブ活動を促進し、老人福祉の向上に資するため、堺市立老人集会所を設置している。

老人福祉センター

堺市内に居住している 60 歳以上の高齢者の健康の増進、教養の向上、仲間同士での活動、レクリエーション活動等の向上を図ることを目的として建てられた施設。健康や生活等の相談をはじめ、研修会・講習や各種グループ活動、あるいはレクリエーション等の拠点として広く利用することができる。

ロコモ

ロコモティブシンドロームの略。身体の運動器（筋肉、骨、関節など）の障害により、歩行や日常生活動作に支障のある状態になること。

【ワ行】

ワークライフバランス

仕事と生活の調和した状態を表す言葉。働く人が、日々の生活の中で、仕事だけに追われるのではなく、仕事の充実と、生活でやりたいこと・やるべきことを両立できる状態のこと。

ワンストップ

行政機関に留まらず官民複数の部署・庁舎・機関にまたがっていた手続きを、一度にまとめて行えるサービス。